

(2020.7.3 制定)

令和 2(2020)年 7 月 3 日

学校申込ご担当者 各位

一般財団法人 日本規格協会
品質管理検定センター

学校における品質管理検定試験実施(新型コロナウイルス対応臨時事項)について

品質管理検定の貴校での実施(以下、「学校 B」という)にあたりましては、以下の事項(1～7項)に合意していただく必要がございますのでご確認ください。

ご確認くださいましたら、「誓約書」に必要事項をご記入の上、申込みの前に品質管理検定センター(以下、「センター」という)にご提出下さい。ご提出はセンターの団体申込メールアドレス(qc-dantai@jsa.or.jp)宛てに PDF にてご提出下さい。また、原本は貴校にて 1 年間保管をお願いいたします。

なお、誓約書のご提出がない場合、お申込みをされていても受検できません。

1. 実施条件

学校 B は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。

(1) 受検申込者数

- 1) 延べ受検申込者数が 30 名以上であること
- 2) 受検者は学生/生徒とし、検定試験会場が 1 か所(室数は複数でよい)であること。
- 3) 受検級は 2 級、3 級、4 級であること。

(2) 検定試験運営体制

1) 会場責任者

- ① 検定試験運営すべてに責任を持つ会場責任者が 1 名指名され、センターに登録されていること。
- ② 会場責任者は、学校 B を実施する学校の教職員であること。
- ③ 会場責任者は、過去に会場責任者、もしくは次項に定める主任試験監督員の経験があること。*注)
- ④ 会場責任者は、当該の回の検定試験の受検者でないこと。
- ⑤ 会場責任者は、(2)～(4)及び 2～4 項について責任を負うこと。

*注) 当該学校が学校 B を初めて実施する場合、または過去に試験監督員を行った方が不在で実施する場合、センターより立会人兼会場責任者補佐 1 名を派遣することができる。なお、派遣費用はセンターが負担する。

2) 主任試験監督員及び試験監督員

- ① 試験室ごとに「主任試験監督員」を 1 名配置すること。
- ② 試験室ごとに「試験監督員」を以下の基準を満たす人数を配置すること。

試験室ごとの受検者人数が 50 名以下： 1 名

- 〃 が 51 名～100 名： 2 名
- 〃 が 101 名～150 名： 3 名 以下 50 名ごとに 1 名追加

1 室あたりの受検者数	1～50 人	51～100 人	101～150 人	51～200 人
試験監督員の人数	主任試験監督員 1 人 試験監督員 1 人	主任試験監督員 1 人 試験監督員 2 人	主任試験監督員 1 人 試験監督員 3 人	主任試験監督員 1 人 試験監督員 4 人

例 1 【4 級 70 人が二つの試験室で受検する場合】

試験室 A(30 名)では、主任試験監督員 1 名と試験監督員 1 名

試験室 B(40 名)では、主任試験監督員 1 名と試験監督員 1 名

例 2 【3 級 30 人 4 級 30 人が受検する場合】

4 級(午前)で 3 級(午後)なので試験室は、主任試験監督員 1 名と試験監督員 1 名

- ③ 主任試験監督員／試験監督員は、学校 B を実施する学校の教職員もしくはそれに準ずるものであること。
- ④ 主任試験監督員／試験監督員は、「品質管理検定実施手順書」に定める手順どおりに業務を遂行できること。
- ⑤ 当該の回の検定試験の受検者でないこと。

(3) 試験会場及び控室

- 1) 試験会場（室）は、一般会場と同レベルの公正な試験が実施でき、セキュリティが確保できること。
- 2) 控室は、試験問題、答案用紙等を受検者から隔離し、また、試験室とは別に整理作業を行うため、試験室とは施錠可能なこと。

(4) 費用負担

- (2)及び(3)項にかかる費用は学校 B を行う学校等が負担する。ただし、(2) 1)の*注の場合を除く。

2. 運営方法

(1) 試験実施：

- 1) 検定試験の実施・運営は、センターから送付される「品質管理検定試験実施手順書」及び本書に記載される事項にしたがって行う。
- 2) 緊急時連絡先として、学校名、会場責任者の氏名・携帯電話番号・携帯電話メールアドレスをセンターに登録する。

また、試験前日及び当日の緊急連絡先が会場責任者と異なる場合は、連絡担当者の氏名・携帯電話番号・携帯電話メールアドレスをそれぞれセンターに登録する。

(2) 試験問題等の受領、保管及び解答済み答案用紙の保管、返送：

会場責任者は、試験問題等の取扱いに関し、センターの要求するセキュリティレベルを確保する。

- 1) 試験問題等は、試験当日に会場責任者が受取り、試験開始時まで保管する。
- 2) 試験問題等の開封後の受検者への配付は、「品質管理検定試験実施手順書」に従う。
- 3) 試験終了後、会場責任者は速やかに解答済み解答用紙・受検票及び欠席者の座席番号ラベルを封入及び梱包し、指定の方法でセンターへ返送する。

3. 緊急時の対応

- (1) 天災等やむをえない事情が発生した場合には、試験を中止、延期、または開始時刻を繰り下げる（最大 1 時間）ことがあるので、学校 B を実施する会場責任者は、センターに必ず連絡をして指示に従うものとする。また、単独で試験中止を判断した場合には、返金に応じない場合がある。
- (2) 試験開始時刻の繰り下げは最大 1 時間とするので、学校 B を実施する会場責任者はこれに対応した会場及び監督員を確保し、事前に受検者への周知を行う。
- (3) 試験当日に不測の事態が発生した場合には、学校 B を実施する会場責任者は、受検者及び会場スタッフの安全を第一に、センターに連絡をとりつつ試験運営を行う。

4. 誓約書の提出

- (1) 学校 B の会場責任者はセンターのホームページに掲載する「学校における品質管理検定試験の実施について」を確認の上、「学校における品質管理検定試験の実施に関する誓約書」（様式 1）を、「学校 B 申込書」の申込前にセンターに提出する。提出はセンターの団体申込メールアドレス宛に PDF にて提出する。また、原本は貴校にて 1 年間保管する。
- (2) 誓約書を取り交した上で、お申込みが正式に受理される。
- (3) 誓約書が合意できない場合は、その内容をセンターに連絡する。その場合、検定試験の学校 B としての受検は出来ない。

5. 試験実施状況の現地確認

センターは、学校 B に対して、事前通知を行うことなく試験実施状況の現地確認を行い、一般会場と同等の条件で試験が実施されていることを確認することがある。

6. 不正等への対応

試験実施にあたって不正や、「品質管理検定試験実施手順書」又は 1～4 項から逸脱した行為が発覚した場合、センターは、その状況及び当該行為が与える影響の程度により、以下の対応を行う。

- (1) 学校名及び学校職員名とともに不正事実を公表する。
- (2) 受検者を失格（全員または一部の受検者）とする。
- (3) 日本規格協会が被った損害について、しかるべき損害賠償を請求する。
- (4) 今後、一定期間は当該学校での試験は実施しない。

※なお、いかなる場合も受検料の返金を行わない。

7. 損害賠償

学校は、以下に該当する場合には、センターが被った一切の損害を賠償する責を負う。

- (1) 本誓約に違反して、センターに損害を与えたとき
- (2) 偽計を用いてセンターの業務を妨害して、センターに損害を与えたとき

8. 適用期間

新型コロナウイルス禍の臨時処置として、「学校における品質管理検定試験実施

について」の条件を変更し、一時的に適用するものとする。

以上

一般財団法人 日本規格協会
品質管理検定センター

所在地：〒 _____

学校名： _____

役職名・代表者名： _____ 印

電話番号： _____

役職名・会場責任者： _____ 印

会場責任者の携帯電話番号： _____

会場責任者の上記携帯電話のメールアドレス： _____

@

前日及び当日の連絡担当者 _____

前日及び当日の連絡先の携帯電話番号： _____

前日及び当日の上記携帯電話のメールアドレス： _____

@

第30回品質管理検定（2020年9月6日） 学校における品質管理検定試験実施に関する誓約書

本校は、品質管理検定を本校内において実施するにあたり、①「学校における品質管理検定試験実施について」を遵守し、②「品質管理検定試験実施手順書」にしたがって試験を実施することを誓約します。

なお、万一、本校が①及び②に規定される事項の手順を逸脱して試験を実施し、本校試験会場での受検者に対して、他会場での受検者に比べて有利な扱いを行ったり、不正または事故が発生した場合には、故意または過失の如何に関わらず、品質管理検定センターが以下の処置を行うことを承諾します。

- (1) 学校名及び学校職員名とともに不正事実を公表する。
- (2) 受検者を失格（全員または一部の受検者）とする。
- (3) 日本規格協会が被った損害について、しかるべき損害賠償を請求する。
- (4) 今後、一定期間は当該学校での試験は実施しない。

※なお、いかなる場合も受検料の返金は行わない。

以上